

事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）の実施について（公告）

生駒市において発注する下記の業務については、事後審査型条件付一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月5日

生駒市長 小紫 雅史

記

入札公告第8－90号

第1 入札に付する事項

- (1) 契約件名 令和8年度東生駒3丁目他地内TVカメラ調査等業務
- (2) 場 所 生駒市東生駒3丁目他地内
- (3) 契約工期 契約日から令和9年2月19日まで
- (4) 工 種 **管工事（業務）**
- (5) 工事概要 別紙設計図書等による
- (6) 予定価格 10,459,900円（税込）
- (7) 設計金額 10,459,900円（税込）
- (8) 最低制限価格 設定あり（固定型） 最低制限価格 9,342,300円（税込）
（※注意 最低制限価格は、固定型となり、変動しません。）
- (9) 入札保証金 免除

第2 入札に参加するために必要な資格

生駒市に令和8年度有効な建設工事に関する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、電子入札システムへの利用者登録が完了している者で、公告日現在から入札（開札）日まで、生駒市建設工事入札等心得書に示す入札参加資格（入札参加停止を受けていないこと等）のほか次に示す条件をすべて満たしたものとします。

- (1) 生駒市の令和8年度建設工事登録業者一覧表に、**管工事**で登録のある者
- (2) 生駒市に**過去1ヶ年以上**一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者
- (3) 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を入札参加工種について受けている者
- (4) 公告日から過去15年間に於いて、元請として国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人の発注する**管内更生工事等で¥3,486,633（本工事予定価格の1/3）以上の金額の施工実績（契約1件あたりの金額、完了済みであること。）**を有する者
- (5) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札することができません。**重複して入札があった場合は、双方無効とします。**
- (6) 令和6・7年度中に完成した管内更生工事等における生駒市建設工事成績評定要領に基づく成績評定結果の平均点が59点以下でない者（実績がない場合はこの限りではありません）
- (7) この業務の施工期間中、次に示す条件を全て満たす業務主任技術者1名及び現場代理人1名を配置できる者
 - ①**業務主任技術者**にあつては、下水道管路管理総合技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）又は下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）の資格を有するもので、入札者との3ヵ月以上の雇用関係を確認できる者
 - ②**現場代理人**にあつては、下水道管路管理総合技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）、下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）又は下水道管路管理専門技士調査部門（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）の資格を有するもので、工事現場に常駐し、入札者との雇用関係を確認できる者※業務主任技術者と現場代理人は同一の者が兼ねることができます。

第3 設計図書等の閲覧

設計図書等は、生駒市入札情報公開システムの発注情報検索のページで閲覧に供します。（ダウンロードも可）（閲覧用パスワード＝8313）

閲覧日時 令和8年10月5日（月）～入札（開札）日の翌日（土・日・祝日・年末年始を除く。）午前6時00分～午後11時00分

閲覧場所 生駒市入札情報公開システムの発注情報検索のページ

第4 質問回答に関する事項

質問の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。

※注意事項 『質問書』を使用してください。(生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。)

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2555/0202.xls>

質問する際、契約主要事項説明書に記載する**質問番号を必ず記載すること。**

※指定する日時、方法以外の質問書には回答は行いません。

回答の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。入札情報公開システム発注情報検索のページにて質問内容とともに閲覧に供します。

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0620064007200680>

第5 入札書の提出方法

入札者は、次に示す期間内に**工事費内訳書**を添付のうえ、電子入札システム上で入札書を提出してください。(ＩＣカードは入札参加資格者本人(委任がある場合は受任者)名義でなければ入札に参加できません。)

入札書に添付する書面(各種様式は生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。)

(1) 工事費内訳書(※令和4年4月1日改正)

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2555/0205.xls>

●工事費内訳書の「工事価格(消費税及び地方消費税を除く金額)」欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効となります。

※指定した方法以外での提出や必要な書類が添付されていない入札書は無効となります。

(その他無効となる入札書は、生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び生駒市建設工事入札等心得書をご覧ください。)

入札書等の電子入札システムへの到達日時 (※ただし、電子入札システム稼働時間内に限る)

質問締切日の午前8時30分～令和8年10月19日(月)午後10時00分

第6 入札(開札)の日時、場所、傍聴方法及び落札候補者に提出を求める書類

入札(開札)日時 令和8年10月20日(火) 午後1時00分

※同日同時刻の開札となった案件に対し入札公告番号順に順次開札を行います。

入札(開札)場所 生駒市役所 3階302会議室(入札室)

(1) 落札候補者の決定方法は「生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領(第22条)」に従います。

(2) 開札の傍聴を希望される方は、「生駒市建設工事等入札傍聴実施要領」の規定に基づき、開札日の午前9時から正午までの間に生駒市役所契約検査課の窓口で申し込みしてください。なお、傍聴は申込み先着順とし、入札(開札)日につき定員(10名)になり次第締め切ります。また、入札者(代表者)が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼する場合があります。

(3) 落札候補者は、**落札候補者の決定**(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日(休日は除く)の午後4時30分までに、次の書類を契約検査課に提出してください。

(※1 落札候補者には電子入札システムを通じて通知します。(電話連絡はしませんのでご注意ください。))

(※2 書類提出は電子入札システム上の資格確認申請書提出又は持参により行ってください。電子入札システムにより書類提出を行った際は、契約検査課あてに電話連絡してください。)

(※3 正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となる場合がありますので十分ご注意ください。)

① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)(※令和4年4月1日改正)

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2555/020004.doc>

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のもの)

③ 施工実績に関する契約書の写し、工事概要が記載された工事施工証明書又はコリンズの写し等

④ 業務主任技術者及び現場代理人の資格を証する書類(登録証等の写し)

⑤ 業務主任技術者(3ヵ月以上)及び現場代理人との雇用関係を証する書類(業務主任技術者及び現場代理人が代表者以外の場合)

次に掲げる書類のうち落札候補者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもののいずれか

ア「監理技術者資格者証」の写し

イ「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」の写し

※健康保険被保険者証・資格確認書・マイナンバーカードは雇用関係を確認するものとして使用できません。

ウ「雇用保険被保険者証(又は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書)」の写し

エ「住民税特別徴収税額の通知書(又は、住民税特別徴収税額の変更通知書)」の写し

※市区町村が作成する「特別徴収義務者用」で最新年度のもの
オ「所得税の確定申告書」の写し（最新のもの）
カ「源泉徴収票」の写し（最新のもの）

第7 その他

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

この公告に定めのない事項は、『生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領』及び『生駒市建設工事入札等心得書（第18条から第23条は除く。）』に従います。

問合せ：生駒市役所契約検査課契約係 0743-74-1111（内線3160）生駒市公式ホームページアドレス <https://www.city.ikoma.lg.jp/>